

審 第 6 1 2 号
答 申 第 2 7 0 号
令和3年5月31日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年9月26日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第240号

平成30年8月13日付けで審査請求人から提起された、平成30年7月3日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年7月3日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関は、本件決定で特定した個人情報以外に、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による行政文書不開示決定及び同日付け〇〇第〇〇号による行政文書部分開示決定に対して、審査請求人が提起した異議申立てについて、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が実施機関に対して行った調査に係る行政文書に記録された個人情報を特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年6月19日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が行政不服審査請求した千葉県情報公開審査会諮問第〇〇号の件で、取得・作成された文書及び電磁的記録一切。ただし、私が以前に開示請求して開示実施を受けたものを全て除く。少なくとも、〇〇センター、審査情報課は担当課にお含め下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号「答申書（写し）の送付について（答申第〇〇号）」」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成30年8月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年9月26日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

- (ア) 本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請

求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(イ) 自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、全部開示の場合でも文書の特定等で争うことができるため、条例等の精神に違反する。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

慣例法上、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

少なくとも、議事内容、録音音声データ、探索や審議において使用された文書、探索や審議に参加した職員が呼ばれた際の文書やその出席調整に関する文書やそれらに関連する文書等を特定すべきである。

イ 教示文について

文書の特定について審査請求及び情報公開訴訟の対象となるにもかかわらず、教示文を付さなかったことは、審査請求書記載の法規のみならず、法等の精神に違反するため、取り消しを免れないものである。また、不開示部分がなくとも文書の特定について争うことができる以上、全部開示の場合にも審査請求及び情報公開訴訟をすることができる旨を当然に教示すべきである。教示文がなければ不適法な処分となることは、全部開示の場合も一部または全部が不開示の場合も変わらないのである。ゆえに、教示文の不備は当然に審査請求の理由になるものであり、そのような不備を書式上で定められてしまっている現状を改めるべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容

本件文書は、審査会から平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで答申第〇〇号が出されたことを受け、答申の写しを審査請求人に送付するための起案

文書一式である。

(3) 本件決定の理由

ア 本件開示請求に係る諮問事案について

本件文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関が行った千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「平成28年改正前公開条例」という。）による行政文書の開示決定等について、審査請求人から異議申立てが提起され、実施機関が審査会に対して諮問を行った事案（以下「本件対象事案」という。）の処理に係る行政文書であり、当該事案の主な経緯は以下のとおりである。

- (ア) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、「〇〇」の開示請求を行った。
- (イ) 前記（ア）の開示請求に対し、実施機関は、〇〇センター（以下「センター」という。）が保有する行政文書について、不開示決定（平成〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）及び部分開示決定（同日付け〇〇第〇〇号）を行ったところ、審査請求人は、この決定を不服として異議申立てを行い、実施機関は、平成〇〇年〇〇〇〇月〇〇日付けで、平成28年改正前公開条例第21条第1項の規定により審査会へ諮問（諮問第〇〇号）を行うとともに、同日付けで審査請求人に対し諮問を行った旨を通知した。
- (ウ) 前記（イ）の諮問を受けて審査会は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、理由説明書の提出を実施機関に求め、平成〇〇年〇〇月〇〇日、実施機関は審査会に理由説明書を提出した。
- (エ) 前記（イ）の諮問について審査会は審議を行い、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで実施機関へ答申（答申第〇〇号）した。
- (オ) 実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求人に対し答申の写しを送付し、その後、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で異議申立てを一部認容する決定を行った。

イ 審査請求人の自己情報開示請求について

本件開示請求とは別に、審査請求人は、本件対象事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで「私が情報公開請求・行政不服審査請求した件のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号及び〇〇号による処分、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による諮問がなされた件についての文書一切。少なくとも、審査情報課、〇〇センターは担当課にお含めください。」を内容とする自己情報開示請求を行っており、これに対し、実施機関は、前記アの手続に関しセンターが作成又は取得していた以下の行政文書について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで開示決定及び部分開示決定（以下「別件決定」という。）を行った。

- (ア) 異議申立てに対する決定について（諮問）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）（前記ア（イ）に係りセンターが諮問を行った際の起案文書一式）（以下「別件文書1」という。）。
- (イ) 理由説明書の提出について（依頼）（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け政法第〇〇号他）（前記ア（ウ）に係り審査会からセンターに対する理由説明書の提出の依頼文）（以下「別件文書2」という。）。
- (ウ) 理由説明書の提出について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）（審査会からの理由説明書提出依頼を受けて、センターが理由説明書を提出する際に行った起案文書一式）（以下「別件文書3」という。）。
- (エ) 理由説明書に対する意見書の提出及び送付について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け政法第〇〇号他）（前記（ウ）で提出した理由説明書に対する、異議申立人からの意見書の写し一式）（以下「別件文書4」という。）。

ウ 本件開示請求による対象文書の特定について

本件開示請求の内容は、前記2（1）のとおり、本件対象事案の事務処理に係り作成、取得された審査請求人の自己情報を求めるものであり、また、既に審査請求人に対して開示を行ったものを全て除く旨のただし書きがあったことから、前記ア（ア）～（オ）の手續についてセンターが保有する行政文書のうち、本件開示請求時点において審査請求人に対して開示決定等を行っていた前記イの（ア）から（エ）までの行政文書は除外し、前記ア（オ）に係りセンターが作成していた本件文書を特定し、当該文書に不開示とするべき情報はないため、全部開示決定として本件決定をしたものである。

（4）本件決定の妥当性について

ア 本件開示請求の対象文書の特定について

審査請求人は前記3（1）イ（ア）のとおり、対象文書の特定が不十分であり、他に本件開示請求の対象となる行政文書が存在する旨を主張しているものと解される。

しかしながら、本件対象事案の事務処理については前記（3）アのとおりであり、これらの事務処理に際してセンターが作成又は取得した審査請求人の自己情報が記載された行政文書は、前記（3）ウのとおり、審査請求人に対し既に開示決定等を行ったものを除けば本件文書のみであり、これらの文書以外に、本件対象事案に係りセンターにおいて審査請求人の情報を含む行政文書を作成・取得したことはない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 教示文について

審査請求人は、前記3（1）イ（イ）のとおり、開示決定通知書に教

示文を付すことを求めているが、処分の取消しではなく通知書に教示文を付すよう求めることは行政不服審査の趣旨に沿うものではないため、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

以上のとおり本件決定には何ら違法、不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の内容について

ア 自己情報開示請求書に記載された内容から、本件開示請求は、本件対象事案について、実施機関が取得又は作成した行政文書に記録された個人情報のうち、審査請求人が過去に開示請求して開示を受けたものを除いたものの開示を求めるものであると認められる。

イ 実施機関は、本件開示請求に対して、前記4(3)ウのとおり、本件対象事案に関連して取得又は作成した行政文書に記録された個人情報のうち、別件決定で特定し、審査請求人に対して開示した、別件文書1から4までに記録された個人情報を除くものとして、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(2) 異議申立て案件に係る事務処理の流れについて

実施機関における平成28年改正前公開条例に基づく開示決定等に係る異議申立てにおいて、事務処理の流れは、平成28年改正前公開条例及び千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。平成28年3月25日改正前のもの。以下「要領」という。）によれば、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは、平成28年改正前公開条例第20条第1項の規定により、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。

イ 諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、平成28年改正前公開条例第23条第1項の規定により、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問実施機関に求めることができるとされている。また、審査会は、同条第4項及び要領第6条の規定により、開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとされている。

ウ 実施機関は、審査会に対して理由説明書を提出する。

エ 審査会は、平成28年改正前公開条例第23条第5項及び要領第7条第1項の規定により、理由説明書の写しを不服申立人及び参加人に対し送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとされており、要領第7条第2項の規定により、提出のあった意見

書の写しを、不服申立人、参加人又は実施機関（当該意見書を提出したものを除く。）に送付するものとされている。

オ 審査会は、答申を実施機関に送付する。

カ 平成28年改正前公開条例第20条第2項の規定により、実施機関は、審査会から答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、異議申立てに対する決定をしなければならないこととされている。

(3) 本件文書の特定について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)及び同(2)アのとおり、本件決定における行政文書の特定が不十分であると主張し、また、存在する可能性のある行政文書を例示しているので、以下検討する。

ア 議事内容に関する行政文書等

審査請求人は、議事内容、録音音声データ及び審議において使用された行政文書が存在すると主張しているので、以下検討する。

これらは、審査会において審議が行われる際に取得又は作成される行政文書であると考えられるところ、センターにおいて、これらの行政文書を保有していることをうかがわせるような特段の事情は見当たらない。

したがって、センターにおいてこれらの行政文書を保有していないことに不合理な点は認められない。

イ 審議に参加した職員が呼ばれた際の行政文書等

審査請求人は、審議に参加した職員が呼ばれた際の行政文書及びその出席調整に関する行政文書が存在すると主張しているので、以下検討する。

審議会の事務局職員をして審査会の事務局職員に確認させたところ、本件対象事案においては、実施機関の職員を審査会に招集した事実はないとのことである。

したがって、センターにおいてこれらの行政文書を保有していないことに不合理な点は認められない。

ウ 探索において使用された行政文書等

審査請求人は、探索において使用された行政文書、探索に参加した職員が呼ばれた際の行政文書及びその出席調整に関する行政文書が存在すると主張しているので、以下検討する。

審議会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、探索は行ったが、その際に行政文書は作成していないとのことであり、また、審査会の事務局職員に対しても確認させたところ、本件対象事案に係る調査審議に当たっては、審査会の事務局職員による行政文書の探索を行っているが、探索に当たって、センターとの間で行政文書のやり取りは行っていないとのことである。

したがって、センターにおいてこれらの行政文書を保有していないことに不合理な点は認められない。

エ 本件対象事案における実施機関に対する調査に係る行政文書について

(ア) 審査請求人が例示した行政文書については、前記アからウまでのとおりであるが、審議会の事務局職員をして、改めて実施機関にその保有する個人情報について探索を行わせたところ、本件対象事案の調査審議に伴い、審査会により、実施機関に対して、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成30年千葉県条例第6号による改正前のもの。）第23条第4項の規定による調査が行われたが、その際に取得又は作成された行政文書に、審査請求人の個人情報が含まれていることが確認された。

(イ) 実施機関が、当該行政文書に記録された個人情報を特定しなかった理由について、審議会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該行政文書には、審査請求人の氏名の記載がないため、審査請求人の個人情報が含まれていないと判断したとのことであった。

(ウ) 条例第2条第1号の規定で定義される個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

(エ) ここで、当該行政文書の内容を見ると、本件対象事案について、実施機関が審査会に諮問を行った際の諮問書の文書番号が記載されていることが確認された。

(オ) 当該文書番号は、実施機関が本件決定で特定した行政文書中に記載されていることが認められ、条例第2条第1号の規定に照らせば、個人情報とは、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むのであるから、条例で定義する審査請求人の個人情報であると認められる。

(カ) したがって、本件対象事案の調査審議において、審査会が実施機関に対して行った調査に係る行政文書に記録された個人情報を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、当該個人情報を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

オ その他の行政文書について

(ア) 本件決定においては、本件対象事案について、異議申立てに対する決定を行った際の行政文書に記録された個人情報が特定されていないと認められるが、この点について、審議会の事務局職員をして実施機

関に確認させたところ、本件対象事案については、答申を実施機関において収受した日が平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、決定を行った日は同年〇〇月〇〇日であったことが確認された。また、当該決定の起案日は同年〇〇月〇〇日であり、本件開示請求の後に起案されたことが確認された。

(イ) よって、本件開示請求の請求日時時点で、本件対象事案について、異議申立てに対する決定を行った際の行政文書を実施機関が保有していないことを不合理であると言うことはできない。

(ウ) なお、その他に、実施機関において、本件開示請求に係る個人情報を保有していることをうかがわせるような特段の事情も見当たらない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年9月26日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成30年10月26日	反論書の写しの受理
令和2年9月24日	審議（令和2年度第4回第1部会）
令和2年11月26日	審議（令和2年度第6回第1部会）
令和2年12月24日	審議（令和2年度第7回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者